

SBT の新たな管理方式の開発に関する望ましい挙動及び仕様

要旨

CCSBT は、新たな管理方式（MP）の開発に着手しているところである。本文書では、戦略・漁業管理作業部会（2018年3月6-9日開催）による審議や、またオペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合（OMMP）及び拡大科学委員会（ESC）に対して新たな MP に関する目標及び望ましいパフォーマンス上の特性に関する指針を示すことに役立つよう、候補 MP の開発及び試験のプロセスの概要を提示する。

CCSBT における最新の資源評価結果では、以下が示唆されている。

- 現在の SSB は SSB_0 の 13 %（80 % CI は 11 - 17 %。 SSB_0 は漁獲開始前の産卵親魚資源量）であり、2014 年評価時の 9 %（80 % CI は 8 - 12 %）から増加している。
- 資源は、2011 年に MP が採択及び実施された時点での理解よりも、より生産性が高い可能性がある。
- 暫定再建目標（ SSB_0 の 20 %）は、予想よりも相当早く（オペレーティング・モデルの現行のセットでは 2023 年から 2030 年の間）に達成される可能性がある。
- 予想される再建の時期は、近年の非常に強い加入量（今日まで航空目視調査においてのみ観察されているもの）の影響を強く受けたものであるため、これらの推定値には大きな不確実性が伴っている。

バリ方式は産卵親魚資源量が非常に低い水準からの再建に向けて設計されたものであることを踏まえれば、現行の MP を再建目標が達成された後の TAC 設定に用いるのは適当ではない。このため、OMMP 及び ESC は、再建目標を越えてから、すなわち次の 10 年またはそれ以降にわたっての運用が想定される新たな MP について、その再建目標及び望ましいパフォーマンスに関する指針を求めているところである。

現行の暫定再建目標（2035 年までに 70 % の確率で SSB_0 の 20 % まで再建）、及びバリ方式の選択の際に重視されたパフォーマンス特性（例えば、TAC 増加後に TAC が減少する可能性が低い、TAC の相対的な安定性、将来的に SSB が過去の水準を下回る可能性が低い等）を踏まえ、SFMWG は、MP のこうした側面について検討し、新たな MP に関する目標及び望ましい挙動についての助言を行うべきである。

候補 MP の開発を進めるために OMMP 及び ESC が必要としている指針の性質を以下に例示した（これらは勧告ではない）。

- 暫定再建目標達成後の、資源再建にかかる望ましい水準及びその達成に向けた期限。例えば、将来のある時点までに、特定の確率で、初期産卵親魚資源量（SSB₀）の 30 % 又は 40 % まで、あるいは最大持続生産量（MSY）を実現する産卵親魚資源量の水準（SSB₀の 28%）まで再建する等。
- 評価期間中に産卵親魚資源量が 20 %（すなわち暫定再建目標）を下回って減少する確率が低いこと。
- 評価期間中における平均漁獲量を最大化すること。
- 短期～中期的に TAC が減少する確率が低いこと。

継続性を確保する観点から、「2035 年までに暫定再建目標を達成する確率」は、シミュレーションによる再建軌道が 2035 年までに SSB₀の 20 % を少なくとも 70 % の確率で上回ることを企図する形で、MP 試験におけるパフォーマンス統計として取り入れられる予定である。

同様に、現行 MP における運用上の制約（例えば 3 年間の TAC ブロック、最大の TAC 変更幅 3,000 トン、最小の TAC 変更幅 100 トン、TAC ブロック内における繰越し規定）は、第一回目の評価の際にデフォルトの設定として維持される予定である。

第一回目の MP 評価に向けた指針に関しては、SFMWG が（パフォーマンス面で）各目標の数値の初期の幅を示せば十分であると考えられる。

候補 MP は、OMMP によってこの初期の指針に対する評価が行われ、ESC によってレビューされることとなる。その結果については、より具体的な指針を求めるとともに、2019 年前半に開催する OMMP による候補 MP のさらなる改良と ESC による第二回目のレビューに向けて、2018 年の委員会会合に提出される予定である。現行のスケジュールでは、委員会は 2019 年の会合において最終的な MP の選択を行うこととなっている。最終的な MP の改良及び決定のために追加的な時間が必要である場合、この決定は 2020 年に行われることとなる。

将来における漁獲枠配分方式のレビュー—新メンバー

序論

みなみまぐろの資源状況は近年大きく改善しており、直近の資源評価結果においてこれが裏付けられたところである。魚種の利用可能性が拡大していることから、非メンバー国船籍の船団による漁獲努力量が増大していることとも合わせて、非メンバー国による漁獲が発生している可能性が常に提起されてきた。このことは、当委員会への加盟に向けた動きに変化をもたらす可能性が高い。

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）へのより幅広い加盟は、フィジーのように最近問合せをしてきた国があること¹、また既存のメンバーも非メンバーによる漁獲にかかる証拠を確認したこと²を踏まえれば、現実的な見通しである。資源の再建に連れて非メンバー国による当該漁業への参入意欲は高まっていく一方であると考えられることから、CCSBTとして、このように高まりつつある関心に対して事前に行動を起こすべきである。ニュージーランドは、現在のメンバーが、これまでに得られてきた大きな利益を損なうことなくより幅広い加盟を奨励しかつこれを可能とするための明確なルール及び指針を策定することにより、こうした事態に対して実際的かつ先を見越したアプローチを採択すべきであると考えている。

CCSBTは、設立以降のほとんどの期間において、単一市場（すなわち日本）という前提に強く依拠して遵守モデルを適用してきた。すなわち、この利潤が得られる市場へのアクセスを得ようとするのが、非メンバーを協力を駆り立てるインセンティブになる、との前提である。しかしながら、最近の研究では、みなみまぐろの相当量が非メンバー国（中国など³）において消費されており、また漁獲証明制度の一環としてメンバー国からそれらの国に輸出されたものとして報告された数量は相対的に少ないことを踏まえれば、その大部分は間違いなく非加盟国の船団から供給されたものであることが示唆されている。当委員会は、これまでの前提はもはや妥当ではないこと、及び非メンバー国による協力に向けてより積極的なアプローチを採用する必要があることを認識しなければならない。

新規加盟国と既存のメンバーの権利がバランスよく釣り合った明確な配分メカニズムを定義することは、当委員会にとって難しい任務であり、今日までどのRFMOも

¹ 第21回委員会年次会合報告書パラ98

² 第11回遵守委員会会合に提出された報告（南太平洋におけるニュージーランド公海取締りの結果）

³ CCSBT第11回遵守委員会会合において提出された報告書（遺伝子による種同定—中国におけるSBT市場の存在に関するトラフィック・インターナショナルに対する報告書）

成し遂げていないことである⁴。しかしながら、この任務をただ放置した場合、CCSBTは自らを多くのリスクに曝すこととなり、またこのような指針がない状況では、想定される国々はCCSBTの管理体制の埒外で漁獲実績を確立しようとする可能性がある。このようなシナリオに先んじて加盟及び配分に関する道筋に合意しておくことで、参加をめぐる条件についてCCSBTがより良い決定を行うことができるようになる。そのような条件は、無規制な漁獲努力の可能性を制限するのみならず、現在のメンバーが用いている既存の管理ツールを強化（例えば漁獲証明制度における協力の改善）することにもなり得る。

⁴ L edge, M.W., D. Anderson, T. Lobach, G. Munro, K. Sainsbury and A. Willock (2007), Recommended Best Practices for Regional Fisheries Management Organizations: Report of an Independent Panel to Develop a Model for Improved Governance by Regional Fisheries Management Organizations, Chatham House, London

生態学的関連種に関する CCSBT のビジョンにかかる検討

目的

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の暫定議題において、生態学的関連種（ERS）にかかる CCSBT のプロセスについての議題が掲げられている。同議題の注釈では、委員会は ERS に関する問題についての合意に達し難い場合が多いことが指摘されている。また同暫定議題では、SFMWG に対し、これらの問題に関する共通のゴール及び理解を確認又は醸成するため、戦略上及び運用上の側面について検討するよう提案している。本文書は、ERS の管理に関する CCSBT の役割、及び将来における ERSWG の役割についての議論を緒に就けることを目的とするものである。ここでの議論は、どうすれば拡大委員会が ERSWG の作業に対する重点化及び支持を行うことができるかに関するオプションについてオーストラリアが CCSBT 25 に提出する予定の文書の作成に役立つであろう。

背景

ERSWG は、CCSBT の設立から間もなく設立された作業部会である。その付託事項（TOR）は、CCSBT の設立メンバーである日本、ニュージーランド及びオーストラリアにより、1995 年に合意された。それ以来、当該 TOR は変更されていない。別紙 A に TOR を示した。

ERSWG は設立から長期間が経過しているが、会合は不定期（過去 24 年間で 12 回のみ）に開催されており、今日に至るまで、ERS に関する決定又は管理措置にかかる進捗は極めて限定的であった。この事実は、その他の新しい地域漁業管理機関とは対照的である。例えば、設立からの時間が短く、また間違いなくより複雑な漁業環境にある中西部太平洋まぐろ類委員会では、ERS に関して多くの包括的な措置を発効させている⁵。

歴史的に、非政府系環境団体によるみなみまぐろ（SBT）漁業に対する外部的な環境監視の目は、主に資源管理に向けられてきた。しかしながら、監視の目はまた、ERS に対する影響を緩和するための CCSBT の措置の限界に対しても向けられている。こうした監視の目は、引き続き高まっていく可能性が高い。本文書では、この問題について、及び CCSBT 25 においてこの問題をどのように検討するのが最善か

⁵ 例として <https://www.wcpfc.int/conservation-and-management-measures> を参照されたい。

について、オーストラリアの当初の考えを示したところであるが、これがオーストラリアの最終的な立場であると認識されるべきではない。オーストラリアは、委員会及びメンバー全体の利益のため、ERSWGにかかる将来の役割及び優先事項について合意するべく、拡大委員会のメンバーとともに作業していきたいと考えているところである。